



JSHCT Letter No.38

The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation

一般社団法人日本造血細胞移植学会

April 2010

発刊発行:一般社団法人日本造血細胞移植学会 発行責任者:今村 雅寛(理事長) 編集責任:一般社団法人日本造血細胞移植学会編集委員会 発行:2010年4月
〒461-0047 名古屋市東区大幸南一丁目1番20号 名古屋大学大幸医療センター内 TEL(052)719-1824 FAX(052)719-1828 <http://www.jshct.com>

第32回総会を振り返って

第32回日本造血細胞移植学会総会会長 小島 勢二

(名古屋大学大学院医学系研究科小児科)

平成22年2月19日(金)、20日(土)の2日間浜松市のアクトシテイ浜松、オークラアクトシテイ浜松で第32回日本造血細胞移植学会を開催させていただくことができました。幸い天候にもめぐまれ、地方都市の開催にもかかわらず参加者の総数は2300人に達しました。ここに、ご協力いただきました関係者の皆様に紙面を借りて、厚く御礼申し上げます。

会場のアクトシテイ浜松は、普段はコンサートやオペラの上演に使用される会場で、音響効果が大変優れた会場です。それゆえ、講演中に席をたった聴衆のハイヒールの音が響いて耳障りであったとの訴えがあったほかは、主催者への苦情もなく、平穩無事に終えることができました。ポスター会場も十分なスペースがあったので、ビールを片手にゆったりとデイスカッションが可能であったと好評でした。

今回の学会では、これまでの本会では試みられていない新しい企画をいくつか取り入れました。そのひとつとして全応募演題からプログラム委員により5題の優秀演題を選んでいただき、プレナリーセッションを設けました。プレナリーセッションの会場は、1500人が収容可能な大ホールでしたが、ほぼ席が埋め尽くされるほどの盛況でした。このほか、“幹細胞ソースの選択”、“多発性骨髄腫における同種骨髄移植の適応”についてPro/Conのセッションを設けました。わが国では、聴衆の面前でそれぞれの立場で意見を戦わせるという企画は慣れていないので、どのような展開になるのか心配でしたが、多くの参加者からは、おもしろい企画だったという感想をいただきました。そのほか、“造血幹細胞移植医療における感染対策”をテーマに医師・看護部門の合同シンポジウム、韓国骨髄移植学会と合同のKSBMT/JSHCT Joint Symposiumを企画しました。両シンポジウムともに、手前みそですが、今後も継続する価値があると思われました。

学会2日目の午前中には、Neal Young博士による“Insights into bone marrow failure syndrome”と題したKeynote lecture, “Stem cell transplantation for bone marrow failure syndrome”をテーマに、海外からの3人の演者を含むPresidential symposiumが開催されました。再生不良性貧血の研究については、世界の頂点に立つ演者をそろえたので、プログラムの内容を知って、総計20人におよぶ参加がアジア7カ国からありました。本学会の今後の方向性を考えるに、参考になるかと思われます。2日目午後には、海外から3人の演者を迎え、“Cell therapy for intractable infections and malignant diseases”と題したシンポジウムを開催しました。残念ながら、わが国におけるこの分野の研究は、欧米の先端施設と比較し、遅れをとっており今後の奮起が必要と考えられます。

最後に、御参加頂いた先生方に再度御礼申し上げます。

理事長退任並びに学会会長就任のご挨拶

愛知医科大学造血細胞移植振興寄付講座 小寺 良尚

平成15(2003)年12月、第26回学術総会において、会員の皆様より日本造血細胞移植学会初代理事長に選出していただいて以来、3期6年務めさせていただきました本職をこの度辞することになりました。それまでは毎年の学術総会会長が総会に先立つ1年間本学会の代表を務めていたわけですが、学会業務が質、量とも増加、多様化する中で、円滑且つ発展的な学会運営を実現すべく、平成16年4月から理事長職が設けられたわけであります。定款上は2期4年が限度でありましたが、諸般の事情により6年間務めさせていただきました。この間、会員諸兄とともに、法人格の取得(有限責任中間法人2006年3月～2008年11月、一般社団法人2008年12月～)、事務局の充実、学会寄付講座の開設と運営(第1期:2006年1月～2008年12月、第2期:2009年1月～)並びにそこに基盤を置いた全国データ集計事業の継続とアジア・太平洋地域(APBMT)移植症例調査の開始(2007, 2008, 2009年報告書あり)、造血細胞移植データ一元化の実現、血縁末梢血幹細胞ドナーフォローアップ事業(2000年4月～)並びに血縁造血幹細胞(骨髄・末梢血)ドナーフォローアップ事業(2005年4月～)の継続、各種委員会の整備と新設、関連国内、海外学会との連携強化とWBMT(Worldwide Network of Blood and Marrow Transplantation)の創設(2007年3月)等に携わってまいりました。幸い関連機構である骨髄移植推進財団、日本さい帯血バンクネットワークの堅調、APBMT(Asia-Pacific Blood and Marrow Transplantation Group, アジア・太平洋地域16カ国参加)の協力、EBMT(European Group for Blood and Marrow Transplantation)、CIBMTR(Center of International Blood and Marrow Transplant Research)との良好な関係に支えられ、これらの事業は今も発展しつつあります。本学会は造血細胞移植医療の特性上、チーム医療の典型であり、健常ドナーをはじめとする医療関係者以外の方々との連携を必須とし、高度な専門知識・経験を必要とする高額医療を扱い、扱う対象である造血幹細胞やリンパ球系の細胞は無限の可能性を秘めている、といった領域を担当する学会であります。従いまして本学会2,300人の会員の思考や行動は、先に述べた会員以外の連携者の支持を背景として、会員諸兄が考えておられる以上に他に影響を及ぼすことがあります。過去幾年かにわたる骨髄移植推進財団、さい帯血バンクネットワークへの貢献、造血細胞移植関連技術のほぼ連続する健康保険薬価収載・増点や、症例絶対数が少ない割には高い新薬採択率等はその良い方の実例といえましょう。逆に、仮に将来会員の方が、例え一部でも関係者と円滑な意思疎通が出来なくなった場合の悪影響も想像以上のものがあると思います。会員諸兄の臨床・研究現場が極めて過酷であり、それを改善することが本学会の一義的役割であることを十分認識してまいりましたが、当面はそうした中におきましても皆さまには先に述べた本学会会員の自覚を持ち続け、生き生きとご専門領域で邁進していただくことを願っております。

小生は現在APBMTのChairman of Executive Boardを務めており、又先ごろWBMTのVice Presidentに推挙されました。こうした海外関係機構の執行部をしばらく担当することに加え、財務、事務局業務の分野でも今しばらく継続すべき課題が残っておりましたので、今村雅寛新理事長はじめ新旧理事会並びに在り方委員会の皆さまのご高配により、学会会長という職責を頂きました。今後は今村理事長、岡本真一郎、中尾真二、加藤剛二副理事長はじめ理事会、社員(評議員)、会員の皆さまとともに、国内外対外業務、財務、事務局業務を中心に微力を尽くしたいと考えております。これまでの会員諸兄のご支持に心より感謝申し上げますとともに、これからもしばらくのご協力を賜りますようお願いし、理事長退任と学会会長就任のご挨拶といたします。

新理事長就任ご挨拶

北海道大学大学院医学研究科血液内科学 今村 雅寛

このたび、一般社団法人日本造血細胞移植学会の理事長に選出されましたが、想像していた通りの大変さに、先が思いやられるこの頃です。小寺前理事長の抱えていた仕事量は相当なものであり、学会の特性から致し方ない面もありますが、いかにしたら理事長の仕事量を軽減して、誰がその職についても、本務に支障なくこなすことができるかの体制作りが私に与えられたひとつの大きな課題と考えております。幸い、小寺先生には今回の理事会および社員総会で紛糾しました定款変更で、結果的に認め頂いた「学会会長」として、いま暫くの間職務限定でご支援いただくことになりましたのは有り難いことですが、いつの日かその体制から脱却する必要もあることは言うまでもありません。出来るだけ早く、理事長と副理事長を中心とした理事会で本学会を、望ましい方向に牽引していかねばなりません。そのためには、事務局機能の強化とそれに先だつ財政基盤の充実、副理事長および理事の分業体制の明確化とその推進などは、最低限しなければならない点と言えます。

本学会の各種委員会は、年々数も増え機能しているものが多くなっており、学会の発展にとって望ましい姿といえます。従来の定款通り新陳代謝をすべきものと、軌道に乗るまでは、一定期間委員長を変えずに、継続させるべきものと混在しており、その時々状況に応じた融通のきくやり方が学会の発展にとって重要と思います。今後も新たな委員会あるいは種々のワーキンググループが増えると思われ、是非とも多くの会員の積極的な参加と精力的な活動をお願いいたします。

今回の社員総会では、先述の内容の定款変更の他にも、理事および理事長の任期に関して大きな変更がなされておりますが、数年前の定款がやや学会の現状に合わなくなってきたことを加味してのものであります。賛否両論ありましたが、学会の理想的な在り様は恒常的なものではないと思われ、また将来不具合があれば、その都度定款変更を図り、学会としての動きが充実するようにしていくことが肝要と考えます。学会にとって良かれと思われるご提案がありましたら、どしどし申し入れていただきたいと思っております。

造血細胞移植医療に関する研究および臨床の発展のために、本学会の果たす役割は大きく、そのためにいかなる形の学会運営および活動が必要とされているのかを、今一度再確認しながら、前進していきたいと思っております。それを牽引する中心的な立場にあるのが、理事会であることは言うまでもなく、全ての社員（評議員）および会員ともども、より効率的、活動的、生産的な学会としての素地作りに微力ながら寄与できればと存じます。皆様のみまますのご協力とご支援をお願い申し上げます。

平成22年度総会 承認・決定事項等のお知らせ

第32回日本造血細胞移植学会総会の前日に開催された理事会並びに評議員会・社員総会において審議・承認され、会員総会で報告されました事項をお知らせいたします。

I. 事業並びに会計について

- 平成21年度事業報告並びに平成22年度事業計画について審議され、決定・承認されました。
- 一般会計：平成21年度決算案、平成22年度予算案について承認されました。
- 特別会計(①同種末梢血幹細胞ドナーフォローアップ事業②血縁造血幹細胞ドナー事前登録フォローアップ事業③データ管理一元化事業)：平成21年度決算案、平成22年度予算案について承認されました。(ご覧になりたい方は事務局までお申出ください。)

II. 定款、定款施行細則並びに委員会規約の改定等について

定款、定款施行細則並びに理事評議員選任委員会規約の改定、及び認定・専門医制度委員会規約について審議され、決定・承認されました。(別頁並びに学会ホームページ参照)

III. 造血細胞移植登録一元管理委員会ワーキンググループ運営に関する細則、ドナー委員会血縁ドナー登録データ利用規約について

造血細胞移植登録一元管理委員会ワーキンググループ運営に関する細則、ドナー委員会血縁ドナー登録データ利用規約について審議され、決定・承認されました。(別頁並びに学会ホームページ参照)

IV. 平成22年度からの役員、評議員・社員、各種委員会委員長・委員等として以下の方々が選任されました。

1. 新理事長：今村雅寛

新学会会長：小寺良尚

新副理事長：岡本真一郎、加藤剛二、中尾眞二

新理事(10名)：(内科系)赤塚美樹、秋山秀樹、小川啓恭、田中淳司、中尾眞二、(小児科系)井上雅美、矢部普正、(その他の臨床系)高上洋一、(基礎系)藺田精昭、(看護系)荒木光子

継続理事(10名)：(内科系)岡本真一郎、笠井正晴、高橋 聡、谷口修一、豊嶋崇徳、宮村耕一、(小児科系)加藤剛二、辻 浩一郎、(基礎系)鈴木律朗、(看護系)近藤咲子

新監事(2名)：小林良二、原 雅道

継続監事(1名)：森下剛久

新評議員(9名)：(内科系)緒方正男、遠藤知之、竹中克斗、吾郷浩厚、久保恒明、赤司浩一、(輸血部)芦田隆司、(小児科系)工藤寿子、(基礎系)熱田由子

継続評議員(166名)：ご氏名は、学会ホームページをご参照ください。

2. 次々期総会会長(平成25年度・第35回学術集会会長)：中尾眞二(金沢大学大学院医学系研究科)

3. 名誉会員：池田康夫(早稲田大学理工学術院)

4. 功勞会員：池原 進(関西医科大学)、佐治博夫(特定非営利活動法人HLA研究所)、原 宏(樹徳会上ヶ原病院)、平林紀男(東濃厚生病院)、森山美昭(厚生連刈羽郡総合病院)

5. 各種委員会委員長・委員：

1. 全国集計データ管理委員会(成人領域)：継続委員長：坂巻 壽、新委員：中世古知昭、長藤宏司、廣川 誠、継続委員：島崎千尋、村田 誠、和気 敦

2. ガイドライン委員会：継続委員長：豊嶋崇徳、新委員：菊地 陽、小林良二、高見昭良、田野崎隆二、古川達雄、継続委員：井上雅美、神田善伸、小島勢二、永利義久、森島泰雄、オブザーバー：前川 平

3. 編集委員会：継続委員長：辻 浩一郎、新委員：吾郷浩厚(中四国)、今井陽俊(北海道)、今泉益栄(東北)、魚嶋伸彦(関西)、河野彰夫(中部)、名和由一郎(中四国)、西尾充史(北海道)、福原敬(北海道)、古川達雄(東北)、継続委員：伊藤経夫(東北)、河野文夫(九州)、高坂久美子(看護部会・中部)、中世古知昭(関東)

4. 理事評議員選任委員会：新委員長(役職)：小島勢二(前会長)、新副委員長(役職)：原 雅道(現会長)、新委員：東 英一、池亀和博、太田秀一、継続委員：近藤咲子(看護部会)、松井利充、森 毅彦

5. 臨床研究委員会：継続委員長：谷口修一、新委員：池亀和博、内田直之、衛藤徹也、重松明男、張替秀郎、中世古知昭、仲宗根秀樹、中前博久、南谷泰仁、宮本敏浩、村田 誠、山下卓也、継続委員：熱田由子、小林良二、藺田精昭、高橋 聡、福田隆浩、前田嘉信、森 毅彦、アドバイザー：岡本真一郎、坂巻 壽

6. 在り方委員会：新委員長：加藤剛二、新委員(役職)：藺田精昭(次期会長)、継続委員(役職)：小島勢二(前会長)、原 雅道(現会長)、継続委員：尾上裕子、岡本真一郎、高上洋一、谷本光音、直江知樹、日野雅之、新委員：笠井正晴、アドバイザー：河 敬世

7. 倫理審査委員会：新委員長：藺田精昭、継続委員：北澤京子、古賀真美、高橋 聡、土田昌宏、長谷川ふき子、アドバイザー：谷本光音
 8. ドナー委員会：継続委員長：鈴木律朗、新委員：太田秀一、永利義久、名和由一郎、牧本 敦、山下卓也、継続委員：五十川美恵子、金本美代子、金 成元、長藤宏司、日野雅之、三田村 真、宮村耕一、アドバイザー：小寺良尚
 9. 看護部会：新委員長：近藤咲子、新副委員長：森 文子、継続副委員長：高坂久美子、継続委員：荒木光子、安斎 紀、上田美寿代、尾上裕子、近藤美紀、平 ちひろ、外崎明子、中林明子、沼 直美、野田弘美、藤沢めぐみ、三輪富士代、水谷玉紀、森 一恵、森 令子、八島朋子、山田真由美
 10. 社保委員会：新委員長：小川啓恭、新委員：岩戸康治、塩原信太郎、島崎千尋、和気 敦、継続委員：生田孝一郎、池田康夫、宇都宮 與、笠井正晴、加藤俊一、岸 賢治、小寺良尚、近藤咲子、谷本光音、土肥博雄、中尾眞二、原田実根、宮脇修一、森下剛久
 11. 認定・専門医制度委員会：継続委員長：中尾眞二、継続委員：秋山秀樹、池亀和博、加藤剛二、神田善伸、高橋 聡、高見昭良、田中淳司、豊嶋崇徳、原 雅道、古川達雄、丸田壱郎、宮村耕一、森 慎一郎、矢部普正
 12. 国際委員会：継続委員長：岡本真一郎、新委員：熱田由子、小島勢二、品川克至、高橋 聡
 13. 造血細胞移植登録一元管理委員会：継続委員長：坂巻 壽、継続副委員長：加藤剛二、三田村 真、日本造血細胞移植学会成人領域代表委員継続委員：坂巻 壽、田中淳司、平岡 諱
日本小児血液学会代表委員継続委員：磯山恵一、加藤俊一、矢部普正
骨髄移植推進財団代表委員継続委員：河 敬世、三田村 真、森島泰雄
日本さい帯血バンクネットワーク代表委員継続委員：加藤剛二、高梨美乃子、長村登紀子
名古屋大学造血細胞移植情報管理学講座代表委員継続委員：鈴木律朗
(※本委員会は以下の5組織・機関の代表から成る学会の委員会です。日本造血細胞移植学会、日本小児血液学会、骨髄移植推進財団、日本さい帯血バンクネットワーク、名古屋大学造血細胞移植情報管理学講座)
- 尚、次期総会会長(平成24年度・第34回学術集會会長)：藺田精昭(関西医科大学大学院医学研究科)につきましては、昨年度既に決定しております。

V. 学会年会費長期滞納者について

学会年会費長期滞納者について審議され、今年度に於いては6年以上の年会費未納期間がある方は除籍されることとなりました。

《平成23年度・第33回日本造血細胞移植学会総会について》

会長：原 雅道 会期：平成23年(2011年)3月9日(水)、3月10日(木)
会場：愛媛県民文化会館(ひめぎんホール)

日本造血細胞移植推進機構：平成21年度決算案、平成22年度予算案について審議され、承認されました。
(敬称略、50音順)

日本造血細胞移植学会三特別事業に対する平成21年度までの寄附者一覧

PBSCTドナーフォローアップ事業 (平成12年度～平成21年度)

麒麟ビール(株)
キリンファーマ(株)
協和発酵キリン(株)
中外製薬(株)

ノバルティスファーマ(株)
アステラス製薬(株)
ジェンザイム・ジャパン(株)
アベンティスファーマ(株)

血縁者ドナー事前登録フォローアップ事業 (平成17年度～平成21年度)

麒麟ビール(株)
キリンファーマ(株)
協和発酵キリン(株)
中外製薬(株)
日本シェーリング(株)
塩野義製薬(株)
大日本住友製薬(株)
田辺三菱(株)

三菱ウエルファーマ(株)
ヤンセンファーマ(株)
プリストル マイヤーズ(株)
万有製薬(株)
日本製薬(株)
ファイザー(株)
旭化成ファーマ(株)
日本新薬(株)
協和発酵(株)
第一三共(三共(株))
田辺製薬(株)
アストラゼネカ(株)
持田製薬(株)
シェーリング・プラウ(株)
BML(株)

* 2年毎に発行しております日本造血細胞移植学会会員名簿広告掲載企業につきましては割愛させていただきますのでお手元の会員名簿をご参照ください。

一般社団法人日本造血細胞移植学会 定款

第I章 名称

第1条(名称)

本法人は、一般社団法人日本造血細胞移植学会(The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation、略: JSHCT)と称する。

第II章 目的および事業

第2条(目的)

本法人は造血細胞移植の研究を推進しその治療成績および安全性の向上を図りよって患者およびドナーの福利に資するとともに社員及び会員である医師等の造血細胞移植の研究、教育及び診療の向上を図ることを目的とする。

第3条(事業)

本法人はその目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 年次学術集会の開催
- 2) 研究協力の推進
- 3) 臨床成績の集積と評価
- 4) 造血細胞移植専門医・専門看護師・認定施設、等に関する事業
- 5) 国内外の関係学会との交流
- 6) その他(会員名簿の発行、など)

第4条(事務局)

上記事業を円滑に運営推進するため、学会事務局ならびにデータセンターを常設する。

第5条(事務所)

本法人は、事務所を愛知県名古屋市内に置く。

第6条(公告の方法)

本法人の公告は、本法人のホームページ及び機関誌(ニューズレター)に掲載する方法によって行う。

第III章 会員

第7条(種別)

本法人の会員は、次の5種とする。

- 1) 名誉会員
年次学術集会会長を経験し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 2) 功勞会員
理事経験者又は本学会に著しく貢献し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 3) 正会員
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師及び一般会員となった後満3年経過した者で正会員となることを希望する者を正会員とする。
- 4) 一般会員
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師以外の会員の内前号の規定により正会員となった者を除いた者を一般会員とする。
- 5) 賛助会員
本法人の目的に賛同し財政的支援を与える法人及び団体とする。

第8条(除名)

正会員、一般会員は、正当な理由無く2年以上会費を納入しなかった場合および本法人の名誉を著しく汚した場合は、理事会及び社員総会の審議を経てこれを除名することができる。

第9条(正会員の義務)

正会員は本学会事務局が本学会のために行うデータ集計に協力する義務を有する。

第IV章 役員および評議員

第10条(役員)

1. 本法人に理事20名以内(ただし、第11条2項により理事を選任する場合は21名以内)、監事3名以内、総会会長1名、次期総会会長1名、次々期総会会長1名、次々次期総会会長1名を置く。
2. 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長とする。
3. 本法人に学会会長1名を置くことができる。

第11条(役員を選任)

1. 理事及び監事は、別に定めるところにより評議員の中から社員総会で選任する。
2. 前項の規定により理事を選任する際に、社員総会において「その総会の後に開催される理事会において理事長に選任される者が理事でない場合、その者を理事として選任する」旨決議しておくものとする。
3. 前項の規定により選任された理事は、理事長でなくなったときは理事の身分を失う。
4. 理事長は、本条第1項の規定による理事の選任後に、旧理事と新理事による新旧理事会において、旧理事、新理事及び理事経験者の中から選任される。
5. 理事長は、理事の中から副理事長を選任する。
6. 学会会長は、別に定めるところにより社員総会で選任する。
7. 次々次期総会会長は、毎年の年次学術集会の前に開催される理事会において推薦され、社員総会で承認決定される。
8. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

第12条(役員職務)

1. 理事長は、本法人を代表し、業務を統括する。
2. 理事長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
3. 副理事長は理事長を補佐するとともに、必要な場合には最年長の副理事長がその職務を代行する。
4. 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
5. 学会会長は、本法人の渉外・事務局業務管理等についての助言・活動を行う。
6. 総会会長は、会員集会及び学術集会を主催する。
7. 次期総会会長は次年度(1年後)の総会会長予定者とし、次々期総会会長は2年後の、次々次期総会会長は3年後の総会会長予定者とする。

8. 監事は、本法人の業務執行の状況及び財産状況についての監査を行う。
9. 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除することができる。

第13条(役員の任期)

1. 理事の任期は2年で、再任は妨げない。
2. 理事長の任期は2年とし、再任は妨げない。
3. 学会会長の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度社員総会の承認を得るものとする。
4. 総会会長、次期総会会長、次々期総会会長及び次々次期総会会長の任期は1年とする。
5. 監事の任期は4年とし再任はできない。
6. 役員の任期は、理事長については選任されたときから、その他の役員については選任された定時社員総会の翌日から任期に対応する事業年度に関する定時社員総会終了時までとする。ただし、理事長は、本定款10条、13条の規定にかかわらず後任の理事長が選任されるまで理事長(理事である地位を含む。)の地位にとどまるものとする。

第14条(評議員)

1. 本法人の社員は、別に定めるところにより正会員の中から選任された評議員をもって構成する。
2. 評議員の数は、正会員数の12%以内とし、具体的な数字は選任の直前に開催される理事会で決定される。
3. 評議員の任期は2年とし、該当事業年度の定時社員総会の翌日から開始するものとする。
4. 評議員は再任を妨げないが、満65歳になる者は、その年度の定時社員総会終了時に資格を失う。
5. 評議員の解任は、社員総会において現評議員数の3分の2以上の者の賛成による決議によりすることができる。この場合は、当該社員総会の日から1週間前までに当該評議員に対しその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

第V章 会議

第15条(理事会の構成)

1. 本法人に理事会を置く。
2. 理事会は理事をもって構成する。
3. 学会会長、総会会長、次期総会会長、次々期総会会長、次々次期総会会長及び監事は理事会に出席するものとするが、表決の際にはこれに加わらないものとする。

第16条(理事会の権能)

1. 理事会は、次の職務を行う。
 - 1) 本法人の業務執行の決定
 - 2) 理事の職務執行の監督
 - 3) 理事長の選任及び解任
 - 4) 社員総会の日時、場所及び社員総会の目的事項の決定
2. 理事会は次の事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - 1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - 2) 多額の借財
 - 3) 重要な使用人の選任及び解任
 - 4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - 6) 第12条8項に定める責任の免除

第17条(理事会の開催)

1. 定時理事会は、年2回以上開催し、そのうち1回は年次学術集会前に開催するものとする。
2. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事長が必要と認めるとき
 - 2) 理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
 - 3) 監事から開催の請求があったとき

第18条(理事会の招集)

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長は前条第2項2号又は3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が、5日以内に発せられないときは、各理事又は監事が臨時理事会を招集することができる。

第19条(理事会の定足数)

理事会は現理事数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

第20条(社員総会の構成)

1. 社員総会は評議員をもって構成する。
2. 学会会長、総会会長、次期総会会長、次々期総会会長及び次々次期総会会長並びに名誉会員及び功労会員は、社員総会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決権を有しないものとする。

第21条(社員総会の権能)

社員総会は、この定款に定めるほか、理事会で必要と認められた事項について審議、承認、決定し、理事会での審議事項について報告を受ける。

第22条(社員総会の開催)

1. 定時社員総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。
2. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認めるとき
 - 2) 現評議員数の5分の1以上から会議の目的及び開催の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき

第23条(社員総会の招集)

1. 社員総会は、理事長が招集する。
2. 理事長は前条第2項2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時社員総会が招集されないときは、招集を請求した評議員は、裁判所の許可を得て臨時社員総会を招集することができる。

第24条(社員総会の定足数)

社員総会は、委任状を含めて現評議員数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

第25条(委員会)

1. 理事会の決定により、各種委員会を置くことができる。
2. 各種委員会委員は原則として理事および評議員の中から理事会で決定し、社員総会の承認を得て、会員集会上に報告する。
3. 各種委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度社員総会の承認を得る。

第VI章 会員集会上および学術集会上**第26条(会員集会上)**

1. 全会員を対象とする会員集会上を年次学術集会上の期間中に開催する。
2. 会員集会上は、総会会長が招集し、議長となる。
3. 会員集会上では、理事会、社員総会で審議決定された重要事項、収支決算が報告される。

第27条(学術集会上)

1. 年次学術集会上は総会会長の責任の下に演題を公募し毎年開催する。
2. 本学術集会上プログラム構成は総会会長とプログラム委員会に任せられるが、総会会長はデータ管理委員会において任期中にまとめられた臨床集計結果を本学会で公表する義務を有するものとする。
3. 一般応募演題の発表者のうち少なくとも1人は会員(正会員、一般会員)でなくてはならない。
4. 総会会長が必要と認めるときは、年次学術集会上以外の学術集会上を開催あるいは他の関連学会と共催することが出来る。
5. 年次学術集会上は一般公開とする。

第VII章 基金**第28条(基金の総額)**

本法人の基金(代替基金を含む。)の総額は、金300万円とする。

第29条(基金の拠出者の権利に関する規定)

本法人の基金は、本法人が解散するときまでは、社員総会の議決がなければ返還しない。

第30条(基金の返還手続)

本法人の基金の拠出者が、基金の返還を求めるときは、社員総会での議決及び代替基金の積立て後に、これを返還するものとする。

第VIII章 会計**第31条(事業年度)**

本法人の事業年度は1月1日より12月31日までとする。

第32条(年会費)

本法人の年会費は別に定める。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

第33条(剰余金の処分)

1. 本法人は、剰余金が生じた場合であってもこれを評議員に分配しない。
2. 本法人は、剰余金が生じた場合には、繰り越した差損があるときはその填補に充て、なお剰余金があるときは、理事会及び社員総会の議を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し又は積み立てるものとする。

第34条(会計原則)

本法人の会計は一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

第IX章 解散**第35条(解散)**

本法人の解散は、社員総会上において現評議員数の3分の2以上の賛成による議決を経るものとする。

第36条(残余財産の処分)

本法人の解散に伴う残余財産は、前条に定める方法により、本法人の目的に類似の公益事業団体に寄付するものとする。

第X章 補則**第37条(最初の事業年度)**

第31条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、この法人設立の日から平成18年3月31日までとする。

第38条(残余財産の処分)

第14条1項の規定にかかわらず、この法人の設立時の社員は次のとおりとする。

住所
氏名 小 寺 良 尚
住所
氏名 加 藤 俊 一
住所
氏名 河 敬 世
住所
氏名 谷 本 光 音
住所
氏名 坂 卷 壽
住所
氏名 岡 村 純
住所
氏名 金 丸 昭 久

第39条(最初の役員)

1. 第11条1項の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次の通りとする。

理事(理事長)
住所
氏名 小 寺 良 尚
理事(副理事長)
住所
氏名 加 藤 俊 一
理事
住所
氏名 浅 野 茂 隆

理事
 住所
 氏名 池 田 康 夫
 理事
 住所
 氏名 今 村 雅 寛
 理事
 住所
 氏名 岡 本 真一郎
 理事
 住所
 氏名 尾 上 裕 子
 理事
 住所
 氏名 岡 村 純
 理事
 住所
 氏名 加 藤 剛 二
 理事
 住所
 氏名 河 敬 世
 理事
 住所
 氏名 小 島 勢 二
 理事
 住所
 氏名 塩 原 信太郎
 理事
 住所
 氏名 澄 川 美 智
 理事
 住所
 氏名 谷 本 光 音
 理事
 住所
 氏名 土 田 昌 宏
 理事
 住所
 氏名 中 畑 龍 俊
 理事
 住所
 氏名 原 田 実 根
 理事
 住所
 氏名 森 下 剛 久
 理事
 住所
 氏名 森 島 泰 雄
 会長
 住所
 氏名 坂 卷 壽
 監事
 住所
 氏名 金 丸 昭 久
 監事
 住所
 氏名 気賀沢 寿 人

2. 第13条の規定に関わらず、この法人設立当初の役員の任期は就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終了のときまでとする。

第40条(施行細則)

この定款の施行に必要な事項は、理事会及び社員総会の議決を経て別に定める。

以上、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会を設立するため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

平成18年2月25日

社員 小 寺 良 尚
 社員 加 藤 俊 一
 社員 河 敬 敬 世
 社員 谷 本 光 音
 社員 坂 卷 壽
 社員 岡 村 純
 社員 金 丸 昭 久

付則

平成18年3月9日設立
 平成19年6月22日改定(ただし、第31条については平成20年4月1日から施行するものとする。)
 平成21年2月4日改定
 平成22年2月18日改定

一般社団法人日本造血細胞移植学会定款施行細則

第I章 入会、休会及び退会

第1条 (正会員、一般会員)

本法人に正会員、一般会員として入会しようとする者は、次の各号に掲げる者でなくてはならない。

- 1) 造血細胞移植に関する知識と経験を有する医師。
- 2) 造血細胞移植に関する知識と経験を有する研究者で、学士、修士または博士の称号を有する者。
- 3) 造血細胞移植に関する知識と経験を有し、医療に関わる資格(看護師免許、診療放射線技師免許、臨床検査技師免許など)を有する者。
- 4) その他理事会によって前3号のいずれかに準ずると認められた者。

第2条 (入会)

定款の規定に従い本法人に入会を希望する者は、別添の所定の入会申込書を提出し当該年度の会費を本法人が指定する口座に振込まなければならない。

第3条 (休会)

休会を希望する者は、別添の所定の休会届出書を提出しなければならない。ただし、既に納入した当該年度分の会費は返還しない。

第4条 (退会)

退会を希望する者は、別添の所定の退会届出書を提出し、会費を滞納している場合は完納しなければならない。

第II章 会費

第5条 (年会費)

本法人の年会費は次のとおりとする。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

- 1) 評議員 15,000円
- 2) 正会員、一般会員 8,000円
- 3) 賛助会員 50,000円以上

第III章 理事の選任

第6条 (理事の選任)

1. 理事の定数は20名以内とする。ただし、定款第11条2項により理事を選任する場合は21名以内とする。
2. 医師、看護師及びその他の医療従事者である評議員は理事候補者になることができる。
3. 本法人の理事候補者になろうとするものは、理事評議員選任委員会が定めた期日までに、書留郵便によって、その旨を理事評議員選任委員会に届けなければならない。
4. 前項に定める届け出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、専門科名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載しなければならない。
5. 理事評議員選任委員会は専門科別に、理事候補者の氏名、専門科別、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した選挙広報並びに書面投票に使用する投票用紙を評議員に配付する。評議員は、投票用紙を社員総会の7日前までに、理事評議員選任委員会に郵送しなければならない。
6. 理事の投票選出は書面投票によることとし、その結果について社員総会の承認を得る。
7. 評議員が投票する数は3名とする。
8. 得票数の多い者から順に、各専門科別に、内科系3名、小児科系2名、その他の臨床系1名、基礎系1名、看護師及びその他の医療従事者1名を当選者としたのち、それ以外の候補者は専門科にかかわらず、得票数の最も多かった者から順に当選者とする。得票数が同数の場合には年令の高い者を当選とする。立候補者が定数に満たない場合には理事会で選任し、社員総会の承認を得ることとする。専門科別人数の改定は投票前に理事会で決定し、社員総会の承認を得ることとする。
9. 理事の任期は2年とする。
10. 理事の投票選出は2年に一度、理事定員の半数の者について行う。投票で選出された理事は2期4年間理事を務めることとし、1期目が終了する次の社員総会で信任決議を行い、法律上の選任決議とする。
11. 理事に立候補する者は、選任される年の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
12. 理事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、欠員となった理事の専門科で、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充する。この理事の任期は欠員となった理事の残りの任期とし、再任時の任期には算定しない。

第IV章 監事の選任

第7条 (監事の選任)

1. 監事の定数は3名以内とする。
2. 理事評議員選任委員会は、理事の投票結果等を参考に、医師、看護師及びその他の医療従事者である評議員を監事として社員総会に推薦するものとする。
3. 前項の推薦を受けた者は、社員総会の決議を経て監事に選任される。
4. 監事の任期は4年とする。
5. 第2項の推薦を受ける者は、選任される年の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
6. 監事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、第2項、第3項及び第5項の規定に倣い監事を補充する。補充された監事の任期は欠員となった監事の残りの任期とし、定款第13条5項及び本条4項に規定する監事の任期には含まれないものとする。

第V章 理事長の選任

第8条 (理事長の選任)

1. 理事長は、本細則第6条の規定による理事の選任後に、旧理事と新理事による新旧理事会において、旧理事、新理事及び理事経

験者の中から選任される。

2. 理事長の立候補については、新旧理事会開催前のみならず、新旧理事会当日も受け付けるものとする。
3. 立候補者が1人の場合は、新旧理事会において出席者の過半数の信任を得るものとする。
4. 立候補者が複数の場合は、有効投票数の過半数を得た者とする。
5. 初回の投票で過半数を得た者がいない場合は、得票数が上位2名の者を対象に再投票を行い、得票数の多い者とする。ただし、得票数が同じ場合は、抽選により選任する。

第Ⅵ章 学会会長の選任

第9条(学会会長の選任)

1. 理事会は、理事経験者の中から学会会長としてふさわしい者を推薦し、社員総会の決議を求めるものとする。
2. 前項の推薦を受ける者は、人格や見識、これまでの研究成果、本法人に対する貢献などにかんがみ、学会会長として本法人の発展に寄与することを期待できる者とする。

第Ⅶ章 評議員の選任

第10条(評議員候補の資格)

下記の資格を有する正会員は評議員候補者になることができる。

- 1) 連続5年以上本法人の会員(正会員又は一般会員)で、会費を完納した者とする。ただし、選任される年の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
- 2) 学術上の業績あるいは医療上の貢献が著しい者。

第11条(評議員の選任)

1. 評議員の定数は正会員数の12%を超えないものとする。
2. 理事会はあらかじめ当該年度の選任評議員数を決定し、理事長が理事評議員選任委員会に報告する。
3. 評議員となることを希望する者(評議員候補者)は、別に定める書式により、社員総会の5ヶ月前から3ヶ月前までの期間に理事評議員選任委員会委員長あてに郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。理事評議員選任委員会は評議員候補者が被選挙権の有権者であることを確認する。
4. 理事評議員選任委員会は定時社員総会の1ヶ月前までに選任会議を開催し、評議員を選任する。研究業績、医療業績、コメディカル業績の3分野別に客観的に公平に評議員を選任する。専門性、地域性などの学会運営上の必要性も考慮する。選任基準は公開とする。
5. 社員総会時の理事会、社員総会で選任評議員の承認を得る。

第Ⅷ章 委員会

第12条

1. 本法人に下記の委員会を設置する。各種委員会の委員長は理事が担当し(前年度会長が委員長に就任する場合はこの限りではない)、委員および委員長は理事会が選出するものとする。役職(総会会長職など)による委員以外の委員については、原則として同時に2つまでとする。
 - 1) 全国集計データ管理委員会
 - 2) 理事評議員選任委員会
 - 3) 倫理審査委員会
 - 4) 社保委員会
 - 5) ガイドライン委員会
 - 6) 臨床研究委員会
 - 7) 看護部会
 - 8) 編集委員会
 - 9) 在り方委員会
 - 10) ドナー委員会
 - 11) 認定・専門医制度委員会
 - 12) 造血細胞移植登録一元管理委員会
 - 13) 国際委員会
2. 各委員会の組織、任務等の詳細は別に定める。

第Ⅸ章 改正

第13条(改正)

本施行細則は、理事会及び社員総会の議決によって変更又は廃止することができる。

附則

1. 本施行細則は平成18年3月24日より施行する。
2. 本細則施行日現在任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)に在会する会員は、本法人に入会したものとみなす。これらの会員は、本法人における会員の種別を本法人に届け出るものとする。
3. 本細則施行日現在の任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)の評議員は、本法人の14条の評議員とみなす。
4. 本施行細則は平成19年2月15日に改定された。
5. 本施行細則は平成20年6月7日に改定された。
6. 本施行細則は平成21年2月4日に改定された。
7. 本施行細則は平成22年2月18日に改定された。

日本造血細胞移植学会 会員 各位

ご存じのように今年度は造血幹細胞移植関連の診療報酬新設・増点がありました。お骨折りいただきました皆さま方には感謝申し上げますとともに病院長あて要望書を掲載いたします。この要望書は移植登録連絡責任医師等から各施設病院長にお渡しいただいております。

理事長 今村 雅 寛

平成22年4月30日

造血幹細胞移植医療実施病院
病院長 御侍史

一般社団法人 日本造血細胞移植学会 公印
理事長 今村 雅 寛

造血幹細胞移植関連の診療報酬新設・増点分の運用に関するお願い

既にご承知のことと存じますが、平成22年度診療報酬改定によりますと、別表のごとく、造血幹細胞移植ならびに造血幹細胞採取に関わるいくつかの項目におきまして、増点あるいは新設点が認められ、造血細胞移植医療に携わる医療関係者にとりまして、大変喜ばしいことと受け止めております。

今回、造血幹細胞移植ならびに造血幹細胞採取の増点および新設点が認められた背景には、1) 多忙を極める造血幹細胞移植医療に携わる血液内科勤務医の早急な待遇改善、2) 造血幹細胞移植の高い専門性と技術性の評価、3) 新たな移植法として注目されるミニ移植における高い費用対効果への期待、4) 日本造血細胞移植学会、骨髓移植推進財団、患者団体およびボランティア等からの強い要望があります。

実際の造血幹細胞移植医療現場におきましては、年々その移植数が伸びていることに加えて、インフォームドコンセントの取得、セカンドオピニオンの普及などで代表されますように、患者の要望に答え、その高い満足度を達成するため、造血幹細胞移植医の業務は着実に増え続けています。その一方で、造血幹細胞移植を行う医師数は必ずしも増加しておりません。すなわち、ひたすら当該医師の献身的な長時間労働により、我が国の造血幹細胞移植医療が支えられているという厳しい現状があります。このような状態が続きますと、造血幹細胞移植医療の質の低下ならびに、立ち去り型サボタージュと言われるように、熟達した造血幹細胞移植医がその医療現場から去って行くという可能性も高くなり、本邦の造血幹細胞移植医療の存続が危ぶまれる状況に陥ることも少なからず想定されます。

このような現状を鑑み、貴院におかれましては今回の保険点数の増点分および新設点分を、造血幹細胞移植チームの高い専門性を確保し、質の高い造血幹細胞移植医療を患者に提供し続けるために、造血幹細胞移植チームを取り巻く職場環境改善目的に使用していただけますよう、日本造血細胞移植

学会の総意としまして、強く要望いたします。例えば、医療クラークの雇用、末梢血幹細胞移植採取の際の臨床工学士や看護師の雇用、移植コーディネーターの雇用など、各病院の実情に合わせて、造血幹細胞移植チームの負担軽減にあてていただければ幸甚に存じます。誠に僭越ではございますが、造血幹細胞移植医および医療関係者の窮状をご賢察の上、貴院におけるその待遇改善に格段のご配慮をいただけますようお願い申し上げます。

また、貴院が(財)骨髄移植推進財団認定移植病院に該当される場合には、非血縁者間同種造血幹細胞(骨髄、末梢血)移植例に限り、従来からのものに加えて、増点分のうち2,000点を(財)骨髄移植推進財団に還元していただければ幸甚に存じます。この件に関しましては、本学会では承認済みであり、(財)骨髄移植推進財団から正式な依頼が貴院に参るものと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

表. 平成22年度造血幹細胞移植医療にかかわる診療報酬改定結果

造血幹細胞移植/採取の種類	点数
同種骨髄移植	65,600点(+ 8,400点)
同種骨髄採取	19,200点(+ 2,600点)
合計	84,800点(+ 11,000点)
同種末梢血幹細胞移植	65,600点(+ 10,600点)
同種末梢血幹細胞採取	19,200点(新設)
合計	84,800点(+ 29,800点)
自家骨髄移植	25,000点(±0)
自家骨髄採取	15,000点(新設)
合計	40,000点(+ 15,000点)
自家末梢血幹細胞移植	30,000点(±0)
自家末梢血幹細胞採取	15,000点(新設)
合計	45,000点(+ 15,000点)
臍帯血移植	44,300点(±0)

造血細胞移植登録一元管理委員会が設置する ワーキンググループ(WG)公募案内

委員長 坂巻 壽

日本造血細胞移植学会の造血細胞移植登録一元管理委員会が主体となって行っている造血細胞移植症例の一元化登録事業により収集されたデータを利用したデータ解析を実施するためにワーキンググループ(以下、「WG」)につきまして2010年2月18日の日本造血細胞移植学会理事会、評議員会、20日の総会にて承認を得て、いよいよ発足する運びとなりました。メンバーを下記概要で募集しますので会員各位の積極的な参画を期待します。

WGの概要

(詳細につきましては、添付の「造血細胞移植登録一元管理委員会が設置するワーキンググループ運営に関する細則」をご覧ください。)

- WGで扱う対象は、一元化登録事業で集積された後方視的(レトロスペクティブ)データ及び前方視的(プロスペクティブ)試験とするが、前方視的試験については臨床研究委員会に提案するなどして連携した上で実施する。
- WGのメンバーは公募する。WGのメンバーとして3つのWGまで参加可能
- メンバーの中からWG責任者を互選
- WG責任者を中心としてWGを運営
- 現時点ではWGの活動に対して経済的支援がありません
- WGのメンバー希望者が多すぎた場合は、第一希望を優先するなど本委員会が何らかの調整活動を行います
- WGの数が多いので、メーリングリストの運営・管理はWG内で行ってください

WGメンバー公募要領

【応募書類】 応募申請書

(本学会ホームページ・トップ頁右端「ワーキンググループ(WG)造血細胞移植登録一元管理委員会」から応募申請書をダウンロードの上ご記載ください。)

【申込期間】 5月20日(木)Eメール必着(申請書添付のこと)

【E-Mail送付先:】 一元管理委員会 JSHCT-WG-apply@med.nagoya-u.ac.jp

【募集するWG】 WG運営細則に記載の23グループ

※Eメール・タイトルに必ず「学会一元化WG応募申請」と記載してください。

※書類に不備がある場合には、申請を受理できない場合があります。

※WGに関するご質問は一元管理委員会 委員長または副委員長にメールでお願いします。メールの件名は「WGに関する質問」として下さい。メールアドレスは下記です。

坂巻 壽: sakamaki-h@cick.jp

三田村真: YQG02004@nifty.ne.jp

加藤剛二: kokato@nagoya-1st.jrc.or.jp

【WG設立までの期間のデータ利用申請】 この時期に、WGと関連しそうな研究テーマが申請された場合、様々な事情を考慮しWGが始動するまで申請を保留する事があります。

一般社団法人 日本造血細胞移植学会

造血細胞移植登録一元管理委員会が設置するワーキンググループ運営に関する細則

制定 2010年 2月 18日
改定 年 月 日

(目的)

第1条 一般社団法人日本造血細胞移植学会(以下、「学会」という)内に設置される造血細胞移植登録一元管理委員会(以下、「委員会」という)が主体的に取り組む、我が国において施行される造血細胞移植症例の一元化登録事業(以下、「一元化登録」という)により収集されたデータを利用したデータ解析を実施するためにワーキンググループ; Working Group(以下、「WG」という)を設置し、運用するための規約(以下、「WG細則」)を以下に定める。WGが解析するデータは、一元化登録事業で集積された後方視的(レトロスペクティブ)データ及び前方視的(プロスペクティブ)データとするが、前方視的データについては臨床研究委員会と連携した上で実施する前方視試験により集積されたデータを用いて解析する。

(一元管理委員会としての役割と責務)

第2条 WGの円滑な設置、解析が実現するように、一元管理委員会は次の項目について責任を有する。

- (1) 設置するWGの改廃、統合、新設など時代や情勢に応じて、グループの見直しを適宜図ること
- (2) WGメンバーを公募し、責任者を委嘱することでWGの積極的な自主運営が可能となるように組織化を行うこと
- (3) WGが進める研究解析の進捗状況を確認する
- (4) 各WGによる解析が遅滞なく円滑に進行するように配慮するとともに、必要に応じて人選を変更する

(WGの設置)

第3条 造血細胞移植医療技術ならびに治療成績の向上のために、委員会の責任で別紙1に記載のWGを設置する。WGでは更に詳細なデータ解析を実施し、文献化、報告を行い一元化登録事業によって集積されたデータの有効活用を図る。また、WGの運営はWG責任者を中心としたメンバーの裁量に委ね自主性を尊重する。

(WGの設置期間)

第4条 原則、WGの設置期間は2年間とする。

(WGメンバー)

第5条 各WG研究テーマに応じて、移植症例経験数・専門性を考慮したうえで、WGメンバーを募集する。

- 1) WGメンバーの資格要件は、造血細胞移植学会会員としての加入3年以上、かつ会費を完納していること。
- 2) WGメンバーは研究解析に当たって、グループとしての解析方法、結論について全体の方向性を尊重しつつ各メンバーが最大限の貢献、寄与が可能となるようにコミットすること。
- 3) WGメンバーの人数は、制限を設けないがテーマ毎に極端に人数が偏った場合には委員会が調整を行うこともある。
- 4) WGの運営については、コアメンバーと呼ばれる責任者を中心とした運営メンバーを構成し、コアメンバーによるメンバーの管理、研究解析の進捗確認を行う。
- 5) WGメンバーは、異なるWGを最大3つまで兼任することができる。

(WG責任者)

第6条 各ワーキンググループは、それぞれWG責任者を選任する。選任方法は、公募によるメンバーが主体となりWG責任者を互選したうえで、委員会が一元管理委員長名により委嘱する。WG責任者の役割は以下の通りとする。

- 1) WG責任者としての資格要件は、造血細胞移植学会会員としての加入3年以上、かつ会費を完納していること。
- 2) WG責任者は、研究解析計画の概要を策定し、適宜進捗状況を報告し、解析を推進する。
- 3) WG責任者の任期は2年間とし、2期4年までの再任を認める。また、WG責任者は任期途中でその職を辞する場合には、WGメンバー内で後任の責任者を互選したうえで、委員会の承認を得るものとする。
- 4) 但し、2年間に渡り解析報告が1件も提出されなかったWGに関しては、責任者を含むメンバーを交代、再編することがある。他の理由によりWGの活動が活性化しなかった場合についても、責任者を含む交代、再編がある。
- 5) WG責任者は、複数のWGの責任者を兼任することはできない。

(臨床研究委員会とWGテーマとの関係)

第7条 WGから提示された研究テーマによっては、前方視的研究に基づくデータを必要とする場合があり、この場合には臨床研究委員会との協議の上で、その進め方を検討する。

(WGテーマ間の重複調整)

第8条 各WGから提出された研究解析計画書に記載された内容が、WG間で類似、重複すると想定される記載がされた場合には、当該のWG間で調整を行う。

(WGによるデータ利用)

第9条 WGによるデータ解析に必要な一元化登録データについては、研究計画の概要が提出されれば個別にデータ利用申請を提出する必要はない。ただし、第13条記載の二次調査を要する場合には、通常の申請と同様の申請プロセスを経て実施すること。

(一般のデータ利用申請との棲み分けについて)

- 第10条** 一般の研究者(会員)が、起案する一元化登録事業によるデータ利用申請について、その研究内容が既に設置され活動しているWGの内容と重複する可能性があると思われる場合には、学会DC(データセンター)は、一元管理委員会に審査開始前にその類似性判断を含めて、委員の意見を聴取することとする。その判断が、
- ①内容・解析手法に類似性・相関性が高いことが確認されて、WGへの統合が望ましいと判断される場合(積極的統合・共同研究解析の提案である場合と、独自解析が不要とする否定的判断の両パターン有り)
 - ②独自の視点、解析手法であることからWGとは別個に、データ利用を受け付ける場合
- 上記、いずれかの判断を一元管理委員会として速やかに行うものとする。
- 2)上記①のケースの場合、データ利用申請者には一元管理委員会としての意向(判断結果)を伝え、申請者に対して、統合・共同研究解析を前提としたWG責任者との連絡を仲介するか、或いは申請者が独自の解析に拘る場合には、委員会として申請を却下したうえで独自解析が認められないことを伝達するものとする。データ利用申請者とWG責任者との話し合いにより、統合・共同研究解析を実施する方向にまとまった際には、新たにデータ利用申請者を含むメンバーの、WGへの追加を委員会として認めることとする。

(WG成果物の公表について)

- 第11条** WGにて解析した成果については、速やかに論文化し、投稿を行うこと。

(論文化共著者構成について)

- 第12条** WGにて解析した成果の論文化に際しては、原則、WG内で著者構成を検討したうえで、一元管理委員会に内容確認をする。WGメンバー以外のその他の共著者としては、必要に応じて主たるデータ提供施設や、学会各委員会関係者などを加味して考慮することとし、詳細はデータ利用細則に準ずる。

(二次調査・追加調査)

- 第13条** WGの解析に伴い、新たに一元化登録データの二次調査・追加調査が必要とされる場合には、通常のデータ利用申請と同様の委員会による審査過程を経るものとする。その際の審査方法、フローについては一元化データ利用細則に準ずる。

(知的財産権、商業的権利、著作権)

- 第14条** WG解析に伴う成果物により新たな知的財産権、商業的権利、著作権が発生する場合には、その権利範囲については、原則学会に帰属するものとする。

(細則の改廃)

- 第15条** 本WG細則の改定、廃止に関しては、委員会の決議を必要とする。

附則1：この細則は2010年 2月18日より施行する。

<参 考>

- (1) 様式1 「WG応募用紙」
- (2) 様式2 「WG責任者委嘱状」

(別紙1. 造血細胞移植登録一元管理委員会が設置するWG：ワーキンググループの一覧)

- (1) 急性骨髄性白血病(AML) 【小児】
- (2) 急性骨髄性白血病(AML) 【成人】
- (3) 急性リンパ性白血病(ALL) 【小児】
- (4) 急性リンパ性白血病(ALL) 【成人】
- (5) 慢性骨髄性白血病(CML) 【小児】
- (6) 慢性骨髄性白血病(CML) 【成人】
- (7) 骨髄異形成症候群(MDS) 【小児】
- (8) 骨髄異形成症候群(MDS) 【成人】
- (9) 悪性リンパ腫(ML) 【小児】
- (10) 悪性リンパ腫(ML) 【成人】
- (11) 再生不良性貧血 【小児】
- (12) 再生不良性貧血 【成人】
- (13) 成人T細胞白血病リンパ腫(ATL)
- (14) 多発性骨髄腫
- (15) 固形腫瘍
- (16) 遺伝性疾患 (免疫不全・代謝異常・造血不全など)
- (17) HLAと移植成績
- (18) ドナー別(血縁・非血縁)・移植細胞ソース別(骨髄・末梢血・さい帯血)による移植成績
- (19) GVHD予防法とGVHD
- (20) GVHD以外の移植関連合併症
- (21) 晩期合併症とQOL
- (22) ドナーの安全性(骨髄・末梢血)
- (23) 海外ドナーからの移植

第32回 日本造血細胞移植学会総会(於：浜松)看護部会企画 教育セミナーアンケート報告

看護部会 教育システム検討小委員会 近藤 美紀

日本造血細胞移植学会看護部会では、「造血細胞移植を含む造血器腫瘍疾患看護にかかわる看護師のクリニカルラダー」を作成しました。学会総会時にこのクリニカルラダーに基づき、教育セミナーを企画しております。平成22年2月19日浜松に於いて開催された総会では、「造血幹細胞移植における口腔ケア—エビデンスに基づいたその意義と実際—」がテーマでした。今回の教育セミナーから、参加いただく方の学習目標が明確になるように対象ラダーレベルと達成目標の明示を行いました。今回は、対象ラダーレベルⅡ～Ⅲで、達成学習目標は、①口腔ケアの基礎知識をアセスメントに活用する方法を知る ②適切な薬剤・用具の選択方法を知る ③患者・家族に口腔ケアの必要性和正しい方法について知る ④口腔ケアの必要性和正しい方法について知る でした。学習目標に基づいてアンケート調査を行いましたので、ご報告させていただきます。

300名近い参加者から回答を得られました。(回収率72%)参加者のほとんどが看護師ですが、歯科医師や歯科衛生士の参加もあり、多職種が参加する本学会総会とテーマの特色が現れていました。半数が今回の対象ラダーレベルとなる移植看護経験1年以上～5年未満の方でした。約90%の参加者が口腔ケアに関する知識の確認がされ、システム構築への知見が得られたと回答されていました。経験年数1年未満の内、理解の確認や知見が得られなかったと回答された方は数人いましたが、感想としては今後の意欲的なコメントの記載されていました。全体の意見・感想からも、セミナーの学習目標は達成されたと評価したいと思います。また、ラダーの目的である「学習の動機づけ」の一助となったと考えます。

「学習目標の明示は、参加するのに参考になった。」とのご意見があり、目標を明示したことは参加者の皆様、知識を確認しながら聴講することに役立てたと評価したいと思います。「早く情報を公開していただけると学会参加者選定が考慮できる。」と目標明示時期についてのご意見もいただきました。セミナーの対象ラダーレベルや学習目標は、学会会場内で提示させていただきました。次回からは、企画が決定した段階でできるだけ早く公表し、計画的に参加ができるようしていきたいと思っております。

クリニカルラダーについては、項目ごとに学習参考資料を追加した第2版を近々に看護師会員の皆様に送付させていただく予定です。また、今回のセミナーを収録したDVDの発行や、セミナーのスライドと講演音声を学習ツールとして、学会ホームページ上から閲覧する企画などもすすめています。看護部会では、活用できる資源を活かして、会員の皆様の臨床看護実践に役立つ計画・企画を考えていきたいと思っています。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

私の選んだ重要論文

- 1) Boris Calmels, et al.: Occurrence and severity of adverse events after autologous hematopoietic progenitor cell infusion are related to the amount of granulocytes in the apheresis product. TRANSFUSION, Vol.47, July:1268-1275, 2007.

少し古い文献ですが、造血幹細胞移植の安全性に関し紹介します。凍結保存された造血幹細胞を移植した場合にしばしば発生する有害事象は、凍害防止剤(ジメチルスルホキシド：DMSO)に関係していると思われていた。しかし、DMSO減少の後もそのような有害事象の持続があったため原因を検討した。その結果、移植した造血幹細胞中の顆粒球の量と有害事象の等級に強い相関があった。したがって、移植造血幹細胞中の顆粒球を減らした高品質の製品の供給が強調されていた。

- 2) 高橋 稔, ヒト細胞調製施設の基本計画, 編者 紀ノ岡正博, 酒井康行: 細胞治療・再生医療のための培養システム, シーエムシー出版, 東京, 2010, 251-264

再生医療・細胞治療において製品の品質を保つためには、細胞調製施設(Cell Processing Center : CPC)の運営が重要となる。本論文では、CPCの構造設備に関する各種規則の解説や施設デザインが述べられている。CPCの浮遊菌・塵埃の清浄化は、気流による排除ではなく、希釈による排除が大半を占めることが気流の可視化解析で明らかとなった。また、再生医療を産業化するに当たっては、安定した製造管理が必要となるため細胞・組織の大量調製・培養には製造の自動化およびロボット化が必要であるとしている。近い将来の臨床の治療と融合していく技術と考えられた。

東北大学未来医工学治療開発センター 伊藤 経夫

施設紹介

国立病院機構熊本医療センター 血液内科

日高 道弘

国立病院機構熊本医療センターは熊本市のほぼ中心に位置し、熊本城に隣接する550床、32診療科からなる総合病院です。当院は救命救急センターを中心に地域との医療連携を強力に推し進める急性期中核病院という側面に加え、研修医の教育や各職種の研修・研究のみならず国際医療協力として毎年数十名の外国人留学生を受け入れる開かれた多機能病院です。特に血液疾患に関しては治療経験・症例数および専門スタッフ数(日本血液学会専門医9名)など全国でも有数の診療施設です。



当院での同種移植は1989年5月、河野文夫現副院長が熊本県に同種移植を導入するべく熊本大学から当院の前身である国立熊本病院に赴任したことに遡ります。1年半ほどの準備期間ののち1991年2月21日最初の同種骨髄移植が行われました。その後、清川哲志現研修部長に引き継がれ1994年非血縁同種骨髄移植、1995年同種末梢血幹細胞移植、1998年臍帯血移植と次々に導入されました。現在では熊本県において唯一日本骨髄バンクと日本臍帯血バンクからの認定を受ける成人の同種造血幹細胞移植施設です。総勢9名のスタッフで年間30～40例の同種移植と10例前後の自家移植を行っています。平成21年の移植症例数は自己末梢血幹細胞移植3例、同種移植が30例で、現在までの移植総数は自己末梢血幹細胞移植201例、同種骨髄移植153例(うち骨髄バンク移植92例)、同種末梢血幹細胞移植212例、臍帯血移植51例と豊富な移植経験を有しています。平成18年度の日本造血細胞移植学会の統計で、過去3年の年間平均同種移植数は全国第6位(九州では第2位)にランクされています。熊本での唯一の成人に対する同種移植施設ということもあり、県下の主要な血液専門病院と毎月1回造血幹細胞移植連絡会を開催しスムーズな医療連携を図っています。また、実際の移植診療においてはクリティカルパスを導入し、さらに医師、看護師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士など多職種チームが個々の症例を詳細に検討しています。

2009年9月22日に新病院に移転しました。旧病院では前室を備えたクラス100無菌室が1室、クラス10000が8室の計9室であり、重症血液疾患が続くときには苦しいやりくりを迫られることがしばしばありました。新病院移転に伴い血液病棟に15床からなる無菌ユニットが設置されました。ユニット内部は廊下天井に設置されたHEPAフィルターにより全体がクラス10000となっており、2カ所のアクセスは2重扉で仕切られ内部のクリーン環境を保っています。これにより従来は無菌管理のため部屋から出ることを制限されていた患者さんが、廊下の散歩やより広いスペースでリハビリをすることが可能になりました。またユニット内部にもナースステーションがあり迅速な対応が可能となっています。さらに、この無菌ユニット以外にも血液病棟本体の重症個室のうちの2床がクラス10000の無菌室として可能な要件を備えており、最大17床の無菌室体制が可能となったため従来に比べ移植の診療環境は飛躍的にグレードアップしました。今後も血液疾患診療、移植治療の発展に寄与できるよう、九州の地から情報発信を続けてゆきたいと思っています。

造血細胞採取とガイドライン

東京慈恵会医科大学附属病院 輸血部診療部長 星 順隆

年初に、造血細胞移植学会と日本輸血・細胞治療学会による、「造血細胞採取に関するガイドライン改定(案)」と「院内における血液細胞処理のための指針(案)」が公表されました。特に、院内における造血細胞の処理に係わる基準は、「製造物責任法」や「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(血液法)」が施行された時より、必須であったにもかかわらず、新しい規定では既存の施設において移植が実施できなくなる等の議論が繰り返され、多くの時間が経過してきました。今回、安全性を考慮した上で、幅広く対応可能な案として院内処理基準がまとまったことは、大変喜ばしい事と思います。

私は1980年からシアトルで小児の骨髄移植を学び、慈恵医大附属病院で1982年に骨髄移植を開始、84年より自家骨髄移植、89年より自家抹消血移植を開始し、造血細胞の採取と凍結保存を行ってきました。シアトルでは、骨髄移植の推進にフレッド・ハッチンソン癌研究センターと並びピジエットサウンド血液センターが大きな役割を果たしていました。骨髄移植を実施する時に欠かすことのできないサポートの一つが、血液型検査と製剤調整をする輸血部門ですが、当初は試行錯誤で、小児用自己血採取バッグの開発や凍結保存の手順および保存体制を作り上げる事にまい進しました。だが、安全性よりは、移植をすることが主目的であったような気がします。その後、骨髄バンクのドナー安全委員会委員長や輸血学会のI&A委員会の活動を通して、ドナーの安全、医療の安全を担保するためには、ルール作りと、その励行の確認が大切であることを学んできました。

学会や骨髄バンクのガイドラインの、改定に従って、ドナー年齢や選定基準などは細部を変更してきましたが、細胞採取、保存方法に関しては、大きな変更も無く自分たちが作り上げた方法を継続してきました。その結果、当院の対応は基準とは、かなりかけ離れてしまい、この基準案の遵守が義務付けられた場合、造血細胞処理ができなくなる可能性もあります。しかし、この基準に合わせて大幅な変更をすることが、将来の細胞治療および輸血部門にとって、好機になって欲しいと考えています。

現時点では輸血を抜きに造血細胞治療を論ずることはできません。輸血部門の対応が大きな鍵をにぎっているにもかかわらず、治療法開発の基礎を担った老舗ほど、病院としての、新しい体制整備が遅れる傾向にあるわが国の事情を差し引いたとしても、輸血部門の充実を図る努力が少ないように思えます。患者さんおよびドナーの安全を守るためにも、細胞治療を行う診療科より輸血部門に必要な機器・設備とマンパワーを確保する事を病院長に働きかけて頂きたいと思っております。また、輸血部門も、現状では対応不可能とあきらめるのではなく、積極的に指針に従った管理体制の構築を目指して欲しいと思います。この指針が多くの施設で受け入れられ、さらなる発展の契機となることを切望しています。

5ページより再掲

第33回総会開催日程のお知らせ

総会会長 原 雅道

既にご存知の方も多いと思いますが、以下のように開催日程が変更になりましたので確認のためお知らせいたします。詳細につきましては、本学会ホームページをご参照ください。

第33回日本造血細胞移植学会総会

開催日：平成23年3月9日(水)、10日(木)

会場：松山市 愛媛県民文化会館(ひめぎんホール)

各種委員会からのお知らせ

【倫理審査委員会】

文部科学省は、2002年に企業との共同研究や技術移転に関わる研究者の申告をもとに利益相反の問題を適切に管理する仕組みを作るように各大学に求めている。本学会の事業実施においても、会員に対して利益相反に関する指針を明確に示し、産学連携による重要な研究・開発の公正さを確保した上で、臨床研究を積極的に推進することが重要と考えられる。現在、倫理委員会では、本学会の利益相反に関する指針の策定を行っております。会員の皆様のご意見がありましたらお寄せ頂ければ幸いです。

【ガイドライン委員会】

2月に再生不良性貧血(成人)、再生不良性貧血(小児)、多発性骨髄腫、急性リンパ性白血病(小児)、悪性リンパ腫(小児)のガイドライン初版をホームページにアップしました。また、現在、日本輸血・細胞治療学会と合同の同種末梢血幹細胞移植のための健常人ドナーからの末梢血幹細胞動員・採取に関するガイドライン 改訂第4版、院内における血液細胞処理のための指針がまもなく公開予定です。さらに、移植後早期の感染管理に関するガイドラインの改訂作業を進めております。また、口腔ケア学会と合同で、口腔ケアガイドライン(仮題)の作成作業が開始されています。今後、完成したガイドラインより順次、ワーキンググループを結成し、2-3年に一度の見直しをしていこうと考えています。会員の皆様のご協力をお願いします。

【国際委員会】

国際委員会は、APBMTを中心とした様々な国際的な造血幹細胞移植の活動をリードし、造血幹細胞移植医療の発展に貢献することを vision とし、この vision を達成するために海外に向けての JSHCT の活動の appeal、海外の移植関連学会(ASBMT、APBMT、CIBMTR、WBMT、EBMT、WMDA)等に関する情報提供、造血細胞移植及び細胞治療に関する regulatory issues などに関する海外の動向の確認と情報収集、国際共同臨床試験の支援等の mission を遂行していきます。会員の方々からの当委員会の活動に関するご意見を頂ければ幸いです。

【ドナー委員会】

ドナー委員会では、造血細胞移植学会が2000年より行ってきた造血細胞移植ドナーフォローアップのデータ利用規約を定めました。規約および利用申請書は、学会ホームページの「ドナー委員会」の項に掲示してあります。「学会組織」→「各種委員会」→「ドナー委員会」へとお進みください。利用可能なデータ項目は、利用規約の末尾に掲載しています。3月に実施した末梢血幹細胞採取に関するアンケート(施設代表に送っています)に関しては、近日中に公開予定です。

第15回APBMT (Asia-Pacific Blood and Marrow Transplantation Group) 年次学術総会のお知らせ

2010年10月29日から31日まで第15回APBMT年次学術総会がタイのプーケットで開催されます。
詳しくは<http://www.apbmt2010.org>をご覧ください。

【APBMT事務局より】

●平成21年度会員名簿記載内容の修正について

昨年発行されました会員名簿に一部訂正箇所がございました。
修正箇所はP102の岡本真一郎会員の勤務先電話番号です。

【誤】

03-3353-3785

【正】

03-5363-3785

●年会費について

近日中に平成22年度年会費請求書をお送りいたしますので、ご納入いただきます様お願い致します。

尚、本学会が発行いたしました払込票以外の方法でお振込みいただく際には、お名前、会員番号、ご勤務先を必ずご明記ください。

【JSHCT事務局より】